

第4 電子申請

「第1 確認申請書等」、「第2 計画通知書」及び「第3 消防通知書」を電子申請により受付する場合の処理については、以下の事項に留意して受付すること。

1 電子申請が可能な消防同意等

電子申請が可能な手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 消防通知書
- (2) 消防同意
- (3) 計画通知書

2 電子申請の方法

ちば電子申請サービス【千葉市】及び ICBA 電子申請受付システム（以下「ちば電子申請サービス等」という。）により受付するものとする。ちば電子申請サービス等の URL は以下のとおりとする。

(1) ちば電子申請サービス【千葉市】

ア 消防通知書

https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20282

イ 消防同意（一戸建ての住宅、長屋）

https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28870

ウ 消防同意（上記以外）

https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39053

エ 計画通知書

https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39060

(2) ICBA 電子申請受付システム

ア インターネット利用の場合

<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/kksv01/kkl/>

イ LGWAN 利用の場合

<https://icba.kenchikugyousei-db.asp.lgwan.jp/kksv01/kkl/>

3 留意事項

- (1) 1 申請あたり 1 案件とする。
- (2) 提出する申請データ（PDF ファイル）は、「申請データに建築主事又は指定確認検査機関等の名称を記録する措置」等が行われたものとする。
- (3) PDF のファイル名は、建築主事又は指定確認検査機関等の名称、案件名および図書の名称等が表示されたものとする。
- (4) 月曜日から金曜日（年末年始及び祝日を除く。）9 時 00 分から 17 時 00 分までに到達した消防同意、補正については、到達した日を受付日とする。上記時間外に受付した申請については、翌開庁日を受付日とする。
- (5) 図書に不備事項等がある場合には、ちば電子申請サービス等にて通知するものとする。

また、不備事項等を是正した図書は、再度、ちば電子申請サービス等で申請データを提出させるものとする。

(6) 同意する旨の通知は、ちば電子申請サービス等を通じて「消防同意通知書」にて交付するものとする。また、不同意の通知は、「消防不同意通知書」にて交付するものとする。

(7) 消防用設備等関係通知書についても同様にちば電子申請サービス等を通じて交付するものとする。